

平成20年度 教育委員会アンケート・保護者アンケート 調査概要

教育委員会(都道府県・政令指定都市・市区)アンケート

< 調査の目的 >

学校選択制、就学校変更、学校評価、教員の採用・評価の在り方等について、教育現場の実態を経年的に把握する。(本調査は平成17年度以降毎年度継続して実施)

< 回答数 >

	対象教育委員会数	回収数	回答率
市区教育委員会調査	806	720	89.3%
都道府県教育委員会調査	64	63	98.4%

政令指定都市教育委員会を含む

学校教育に関する保護者アンケート

< 調査の目的 >

学習者本位の教育を実現するための教育制度に関連性が高い、学校選択制、就学校変更、学校評価、教員の採用・評価の在り方等について、小中高等学校に通う子どもをもつ保護者の意見を把握する。(類似の調査は平成17年度に実施)

< 回答数 >

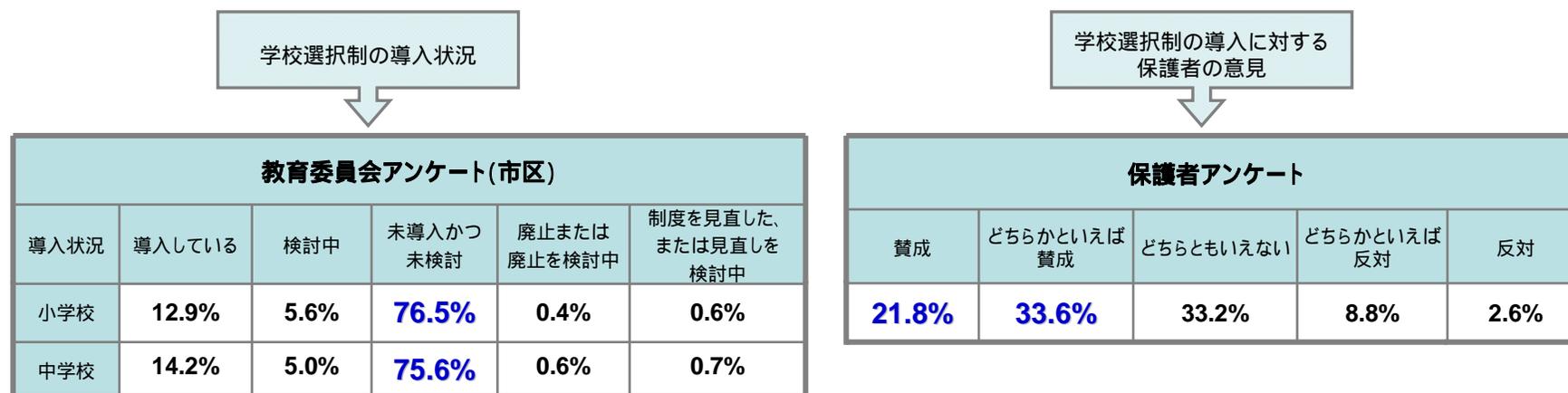
2,200名

* 小学校低学年、小学校高学年、中学校に通う子どもを持つ保護者それぞれ660人
高等学校に通う子どもを持つ保護者220人

平成20年度 教育委員会アンケート・保護者アンケート 結果の比較

1. 学校選択制の導入は低水準にとどまっているが、導入に対する保護者の期待は高い

学校選択制とは、就学すべき学校について、あらかじめ聴取した保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定すること。



学校選択制の導入状況について教育委員会に尋ねたところ、導入しているところは、小・中学校ともに15%以下であり、前年度と比較しても導入は進んでいない。
反対に、学校選択制の導入に賛成している保護者は50%を超えた。

導入を検討している教育委員会において、検討中の理由として挙げられている主な項目

「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進できる」【小学校 42.5% 中学校 44.4%】

「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができる」【小学校 40.0% 中学校 38.9%】

未導入かつ未検討の教育委員会において、導入しない理由として挙げられてる主な項目

「学校と地域の連携が希薄になる恐れがある」【小学校 81.9% 中学校 79.6%】

保護者が学校選択制の導入が望ましいと考える主な理由

「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになる」【62.7%】

「教職員の意識が変わると思われる」【57.6%】

「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進される学校に就学できる」【54.9%】

2. 就学校変更に関する事項の公表率は高いが、保護者の認知度は低い

就学校の変更とは、市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができること。

学校教育法施行規則により、市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととされており、また就学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとされている。

<教育委員会(市区)アンケート>

平成20年度入学対象者向けの就学指定通知(昨年度発出分)における就学すべき学校の「変更の申立」ができる旨の記載状況

小学校・中学校の入学対象者向けの就学通知にともに記載していた	小学校の入学対象者向けの就学通知に記載していた	中学校の入学対象者向けの就学通知に記載していた	小学校・中学校の入学対象者向けの就学通知にともに記載していなかった
87.2%	2.1%	0.8%	5.7%

<保護者アンケート>

就学校変更の申立(申請)が認められることで、通学する公立学校の変更が可能であることの認知度

知っていた	知らなかった
29.4%	70.1%

就学校変更申立ができる旨の記載状況および認知度

平成19年4月以降の「必要な事項」の公表状況

すでに必要な事項を公表した	すでに公表方法など必要な事項を想定しているが、公表はこれから(時期が決まっている)	すでに公表方法など必要な事項を想定しているが、公表はこれから(時期は未定)	公表方法など必要な事項を想定していないし、公表する予定はない
80.7%	1.8%	11.0%	1.9%

教育委員会が指定した小・中学校を変更できる理由、及びそのための手続きを公表することへの認知度

知っていた	知らなかった
7.0%	92.7%

申立に必要な事項の公表状況および認知度

平成20年度入学対象者向けの就学指定通知(昨年度発出分)に、就学すべき学校の「変更の申立」ができる旨を記載していたかについて市区教育委員会に尋ねたところ、「小学校・中学校の入学対象者向けの就学通知にともに記載していた」との回答が、前年度より9%程度増加し、85%を超えた。

その一方で、約70%の保護者が、就学校変更の申立(申請)が認められることで、通学する公立学校の変更が可能であることを知らなかった。

市区教育委員会に対して、平成19年4月以降の「必要な事項」の公表状況を尋ねたところ、前年度より19%程度増加し、約80%の教育委員会が「すでに必要な事項を公表した」と回答した。

その一方で、90%以上の保護者が、教育委員会が指定した小・中学校を変更できる理由、及びそのための手続きを公表することを知らなかった。

3. 学校評価の結果の公表率は高いが、保護者の認知度は低い

学校評価の取組の参考に資するよう、学校評価ガイドライン(平成20年1月 文部科学省改定)において以下が示されている。

- 保護者による評価と積極的な情報提供の重要性、及び、それらを通じた学校・家庭・地域の連携協力の促進。
- 省令改正を踏まえ、従来の「外部評価」を「学校関係者評価」に改めるとともに、評価者に保護者を加えることを基本とする。
- 学校関係者評価の意義について、自己評価の客観性・透明性を高めることとともに、これを通じて学校の状況に関する共通理解を深め、学校・家庭・地域の連携協力を促すことを目的とする。
- 情報提供の充実が学校と保護者との間の理解を深め協調関係の構築に資することを踏まえ、学校評価結果も含め広く情報を提供する重要性。

<教育委員会(市区)アンケート>

児童生徒・保護者による学校評価を実施している学校の評価結果の公表状況

	第三者が閲覧できる形で公表	公表していないが教育委員会に報告	児童生徒・保護者に報告	公表も報告もしていない
小学校	54.1 %	13.3 %	58.8 %	0.7 %
中学校	53.8 %	13.7 %	56.7 %	1.0 %

<保護者アンケート>

子どもが通学している学校評価に対する認知度

学校評価の結果を見たことがある	学校評価の実施は知っているが、結果を見たことはない	学校評価を実施しているかについては全く知らない
15.4%	11.8%	71.8%

児童生徒・保護者による学校評価を実施している学校の評価結果の対外公表状況について市区教育委員会に尋ねたところ、「第三者が閲覧できる形で公表」、「児童生徒・保護者に報告」と回答した市区教育委員会が、50%を超えた。特に「第三者が閲覧できる形で公表」については前年度より30%弱増加している。その一方で、保護者の70%以上が「学校評価を実施しているかについては全く知らない」と回答した。

学校・教育委員会による評価結果の主な公表方法および保護者が認識する公表媒体

- 「学校が学校便りやパンフレット等を作成して保護者に配布」【教育委員会 79.6%、保護者 88.2%】
- 「学校のホームページ」【教育委員会 62.8%、保護者 10.1%】
- 「学校が保護者説明会を開催」【教育委員会 52.8%、保護者 10.7%】

4. 教員評価結果の人事評価への反映については、教育委員会は消極的であるのに対し、保護者はより積極的に反映することを希望している

	教員の日常の人事評価	教員の昇進・昇格時の人事評価	教員の異動・配置転換時の人事評価	教員の分限処分決定時の評価	条件附採用期間(1年)教員の正式採用時の評価	教員の授業・指導方法の改善
児童生徒、保護者による教員評価(授業評価を含む)の評価結果の現在の反映対象	17.6%	3.9%	5.9%	3.9%	5.9%	72.5%
児童生徒、保護者による教員評価(授業評価を含む)の評価結果の希望する反映対象	37.5%	21.0%	31.9%	27.5%	24.2%	80.4%

「教員の日常の人事評価」、「教員の異動・配置転換時の人事評価」、「教員の分限処分決定時の評価」、「条件附採用期間(1年)教員の正式採用時の評価」については、現在反映を行っている教育委員会は少ないが、保護者の30%前後が反映を期待している。

児童生徒、保護者による教員評価(授業評価を含む)の評価結果を、どのようなことに反映しているかについて、都道府県・政令指定都市教育委員会に対して尋ねたところ、また、どのようなことに反映してほしいかについて、保護者に対して尋ねたところでは、双方において「教員の授業・指導方法の改善」との回答が70%を超えた。

5. 全国学力・学習状況調査の学校毎の結果公表については、教育委員会は反対であるのに対し、保護者は賛成が多い

	教育委員会アンケート		保護者アンケート
	市区教育委員会	都道府県・政令指定都市教育委員会	
学校毎の結果を公表すべき	3.1%	1.6%	67.3%
学校毎の結果を公表すべきではない	86.7%	65.1%	10.5%

全国学力・学習状況調査の結果を学校毎に公表することについて

全国学力・学習状況調査の結果を学校毎に公表することについて、市区および都道府県・政令指定都市教育委員会ならびに保護者に尋ねたところ、市区教育委員会は85%以上、都道府県・政令指定都市教育委員会は65%以上が「学校毎の結果を公表すべきではない」と回答した。

一方で、保護者の65%以上が「学校毎の結果を公表すべき」と回答した。

教育委員会が学校毎の結果を公表すべきではないと考える主な理由

- 「学校間の序列化や過度な競争に繋がるから」 [市区 90.9%、都道府県・政令指定都市 90.2%]
- 「指導方法の改善に役立てるため、公表しなくてもできるから」 [市区 74.2%、都道府県・政令指定都市 46.3%]

保護者が学校毎の結果を公表すべきだと考える主な理由

- 「学力を向上させるのは、まずは学校(教員)の責務だから」 [56.8%]
- 「学校毎の結果は学校選択のための基本情報のひとつだから」 [55.1%]
- 「説明責任を果たすために公表するのは当然だから」 [36.9%]

6. 特別免許状の活用については、教育委員会は消極的であるのに対し、保護者の期待は高い

特別免許状とは、教員免許状を有していない人であっても、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する社会人等に授与される免許状のこと。

「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日 閣議決定)において、「地域や学校の実情にあわせて多様な人材が教育に携わるためにも、特別免許状の授与を前提とした採用選考が低水準にとどまっている現状を改善し、採用権限を有する教育委員会は特別免許状の授与を前提とした採用の積極化に取り組む。」とされている。

<教育委員会(都道府県・政令指定都市)アンケート>

平成20年4月以降、特別免許状等の授与を前提とした、採用選考段階では教員免許を保有していない人を対象とした採用選考の実施状況

実施した	実施していない
36.5%	58.7%

<保護者アンケート>

特別免許状制度に対する考え

よい制度だと思う。子どもの就学する学校でも同制度による教員を採用してほしい。	よい制度だとは思わない。子どもの就学する学校では同制度による教員を採用しなくてもよい。	わからない
62.6 %	7.6 %	26.9 %

特別免許状等の授与を前提として、採用選考段階では教員免許を保有していない人を対象とした採用選考を実施したかを都道府県・政令指定都市教育委員会に尋ねたところ、実施していないと回答したところが、前年度より8%減少したものの、55%を超えた。その一方で、保護者に対して特別免許状制度についての考えを尋ねたところ、60%以上の保護者が「よい制度だと思う。子どもの就学する学校でも同制度による教員を採用してほしい」と回答した。